平成 22 年 12 月 22 日

企業会計基準適用指針公開草案第 41 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（最終改正平成 22 年 6 月 30 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
企業会計基準適用指針第 4 号 **「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」** **平成 14 年 9 月 25 日** **改正平成 18 年 1 月 31 日** **改正平成 22 年 6 月 30 日** **最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日** **企業会計基準委員会**	**企業会計基準適用指針第 4 号** **「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」** **平成 14 年 9 月 25 日** **改正平成 18 年 1 月 31 日** **最終改正平成 22 年 6 月 30 日** **企業会計基準委員会**
適用指針 **中間財務諸表及び四半期財務諸表における取扱い** 37-2. １株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定は、中間会計期間と同様、四半期累計期間を一会計期間とみて、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に準ずるものとする。また、四半期会計期間が四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書の開示対象期間に含まれる場合、四半期会計期間に係る 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定については、四半期累計期間に係るものと同様に取り扱う。	**適用指針** **中間財務諸表及び四半期財務諸表における取扱い** 37-2. １株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定は、中間会計期間と同様、四半期会計期間又は四半期累計期間をそれぞれ一会計期間とみて、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に準ずるものとする。また、四半期の１株当たり純資産額は、中間期の１株当たり純資産額の算定と同様に取り扱う。
適用時期等 43-4. 平成 XX 年改正の本適用指針は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	**適用時期等** （新　設）

<table>
<tr><th>公開草案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>結論の背景

経　緯
45-2.　平成 XX 年の改正は、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の改正に伴うものである。</td><td>結論の背景

経　緯
（新　設）</td></tr>
<tr><td>中間財務諸表及び四半期財務諸表における取扱い
63-2.　企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 107 項では、１株当たり四半期純損益は、普通株式に係る四半期純損益を普通株式の期中平均株式数で除して算定するため、四半期会計期間が四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書の開示対象期間に含まれる場合、各四半期会計期間の１株当たり四半期純損益の合計は、年度の期首からの累計期間の１株当たり四半期純損益に必ずしも合致しないとされている。これは、四半期財務諸表においても、中間財務諸表と同様、四半期会計期間又は四半期累計期間をそれぞれ一会計期間とみて１株当たり四半期純利益を算定することによるものであるが、本適用指針上も、四半期財務諸表における取扱いを明らかにするため、１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益は中間財務諸表と同様に取り扱うこととした（第 37-2 項参照）。</td><td>中間財務諸表及び四半期財務諸表における取扱い
63-2.　企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 107 項では、１株当たり四半期純損益は、普通株式に係る四半期純損益を普通株式の期中平均株式数で除して算定するため、各四半期会計期間の１株当たり四半期純損益の合計は、年度の期首からの累計期間の１株当たり四半期純損益に必ずしも合致しないとされている。これは、四半期財務諸表においても、中間財務諸表と同様、四半期会計期間又は四半期累計期間をそれぞれ一会計期間とみて１株当たり四半期純利益を算定することを定めたものであるが、本適用指針上も、四半期財務諸表における取扱いを明らかにするため、１株当たり四半期純利益、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び四半期の１株当たり純資産額は中間財務諸表と同様に取り扱うこととした（第 37-2 項参照）。</td></tr>
</table>

以　上